

社会情勢等を踏まえたひょうご障害者福祉計画の策定方針

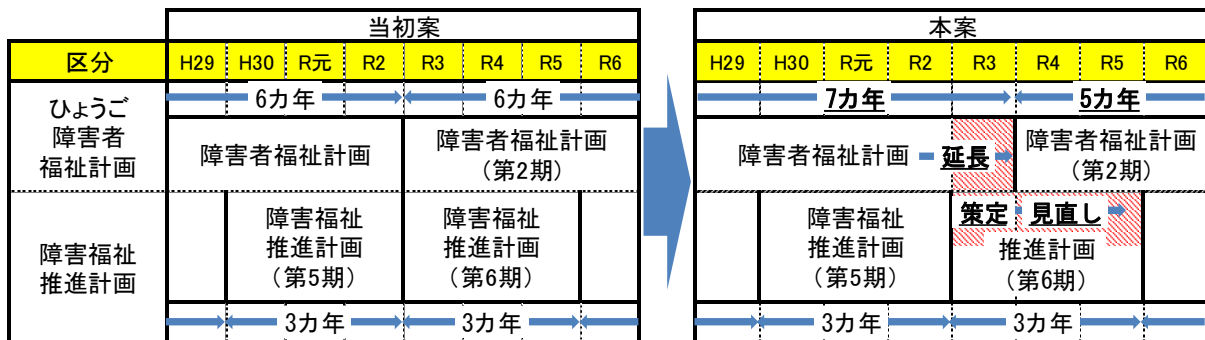
1 社会情勢

- ・ポストコロナの新しい生活様式を考慮した「障害福祉サービスのあり方」については、前例がない取り組みが求められ、現状では、確固たる方向性を見通すことが難しい。

2 策定方針

- ・障害者施策の方向性を定めた「ひょうご障害者福祉計画」の改定については、ポストコロナを見据えた方策を盛り込むため、今年度は障害福祉審議会での審議を継続しつつ、本格的な改定は来年度実施
 ※障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策を定めた実施計画である「障害福祉推進計画」は、国指針に基づき、本年度改定を実施
- ・今年度中に拙速に計画を立てるより、コロナ対応の課題に係る意見聴取と議論を経た上で、計画を策定

3 今後のスケジュール(案)



R2.9 障害福祉審議会（コロナ対応の課題を協議）

※障害福祉推進計画（骨子案）

R2.10～12 課題を踏まえた施策の方向性等の整理

R2.12 障害福祉審議会 ※障害福祉推進計画（本文案）

R3.2 コロナ危機を契機とした社会変革政策発表

R3.3～7 障害福祉審議会分科会開催

R3.9 障害福祉審議会（骨子案）

R3.12 障害福祉審議会（本文案）

R4.1～3 パブリックコメント・政策会議、計画策定

ひょうご障害者福祉計画 分科会の議論の概要

■全般	<p>具体策が身体障害者中心となっているので、知的障害等も視野に入れるべきではないか。(情報)</p> <p>地域生活支援拠点の整備を全面に出していく必要があるが、市町では障害と介護の連携ができていない。県の計画を考える時には、総合的な支援体制として、障害だけの閉じた領域だけでなく、他の領域を含めるといった広い視野が必要。(まち・もの)</p> <p>国連の障害者権利委員会からレポートの評価が出る予定だが、必ず、入所施設、精神科病院、特別支援学校の問題などが指摘事項として返ってくるのが想定されるため、それも踏まえて計画を立てる必要がある。(まち・もの)</p>
■地域福祉	<p>第4期兵庫県地域福祉支援計画を策定し、この中に県としての政策の方向、或いは、様々な活動主体が取り組んでいくための指針など、色々な要素で内容が整理されている。県が策定したこの計画の障害者支援に関わる部分の要素を、どのように次期計画に落とし込んでいくのかを、審議会で多少取り上げて考えていかなければならない。(ひと)</p>
■共生社会	<p>障害児通所支援において、一番の肝は保育所等訪問支援であり、地域の施設化ではなく、地域に専門的な支援を流布し、どのようなところでも、どのような障害のある子どもでも地域で育てられる体制を作っていくということが全然広がっていない。計画には、この辺りの方向性や共生社会といふところを目指してもらいたい。(まち・もの)</p> <p>日本では、少しでも障害があると、通常の学校から特別支援学校に移し、18歳まで長期間過ごさせるという逆方向の流れになっている。やはり常に地域に向かっていく施設でなければならないし、教育でなければならない。(まち・もの)</p> <p>障害福祉サービスを考える時に、年齢の区切りと障害の区切りというものはあると思うが、障害の区切りというのは、それぞれの特性としてその障害別はあるものの、支援のベースとしては一緒であると思っている。このベースの部分と障害特性に合わせた支援の別といふところで、縦と横をしっかりと紡がなければならぬ。施設の一元化については名ばかりである。共生社会の中で生きていくことができる障害児者を育てるための児童通所という課題を、新たな計画では強調してもらいたい。(まち・もの)</p>
■エンパワーメント	<p>特別支援学校では、通常の学校で行っている学習面が、少し置き去りにされているのではないかと。本人達は、学びたいと思っても、それが表現できないところもあるため、本人の生きる力を引き出すもの元になるのが、学習だと思っている。そういう面に着眼し、学習面にも少し力を入れて欲しい。(ひと)</p>
■障害者への理解促進	<p>子どもの時から障害のある人と接することや気持ちを理解することが、非常に大事である。障害者体験では、車椅子体験やアイマスクを使い、視覚障害の体験などを通じて理解を促進していく。しかし、知的障害や自閉症の人は、周囲からなかなか理解されにくいので、これらの障害も疑似体験を通じて、理解促進に取り組んでもらいたい。(ひと)</p>
■地域包括ケアシステム	<p>地域包括ケアシステムにおける精神障害者への支援の充実とあるが、地域包括ケアシステムの議論は、高齢者と精神障害者の二極化していて、分野別に地域包括ケアシステムを謳うと結局重なるところが弱くなる。一本化した地域包括ケアシステムをどう抱えていくのかということを考える必要がある。(まち・もの)</p> <p>社会福祉法の改正により横断できる相談支援体制を作ったが、手上げ方式であるため、まだ実施しているところはない。分野を超えて地域包括ケアシステムを構築していくために、有機的な連携が重要。分野別に施設をおくのではなく、地域で暮らすためのリソースとして施設なり支援を作っていくということを計画に入れていきたい。(まち・もの)</p>
■受入れ場所・居場所	<p>短期入所は、親亡き後の生活体験を意識した利用という仕掛けが必要。(情報)</p>
■住まい	<p>障害のある方と高齢の親など家族が心身の状況変化のため、障害者支援施設や老人福祉施設へ入所する等、制度の充実によりかえって離れ離れとなることは避けなければならない。県営住宅等を使い、家族丸ごと支援するような新たな仕組みの検討が必要。(まち・もの)</p> <p>余りにもグループホームが全面に出過ぎているのではないかと。事業者が増え、運営面で問題があるものもある。障害のある方達が今暮らしている場所で、適切なサービスをきちんと受けることができ、安心して生活ができる場をしっかりと検討することが大切。(まち・もの)</p> <p>グループホームだけではなく、その他の選択も含めた、安定的な住まいの確保が重要。(まち・もの)</p>

■バリアフリー	<p>バリアフリーの整備自体は大分進みつつある。場所ごとの点の整備ではなく、線になり、面で全体をという生活の全域で連続して担保されることが重要。(まち・もの)</p> <p>バリアフリー化等の改修支援は、建築、福祉、医療などの機関が連携することで、障害のある方にとっての最適な環境の実現につながる。(まち・もの)</p> <p>バリアフリー法が改正され適合義務施設に公立小・中学校が入ったが、取り敢えず法に合わせるのではなく、資本投下の機会でもあり、本質的なところからの検討が必要。(まち・もの)</p>
■防災	<p>災害時に共助をうまく機能させるには、自主防災組織と連携や強化が必要。(まち・もの)</p>
■意思決定支援	<p>意思決定、意思疎通の体験の場として、地域生活支援拠点を意識することが必要。(情報)</p> <p>成年後見制度について、高齢聴覚障害者や知的障害者が相談できる体制の充実が必要。(情報)</p> <p>高齢聴覚障害、知的障害の方に応じた成年後見人の養成が必要。(情報)</p> <p>意思決定の基となる経験に力を入れ、次に意思をきちんと読み取ることができる支援者の養成やスキルアップが大事である。それでも万策尽きた時に、成年後見という制度により代理でその方の権利を守るというスタンスを明確にしていくことが必要。(情報)</p>
■意思疎通支援	<p>公共交通機関の情報保障は20年遅れており、合理的配慮の提供に大きな課題がある。(情報)</p> <p>広報テレビ番組やインターネット中継の手話表示は、画面の下の方に小さく写っていることが多く、非常に見づらい工夫が必要。(情報)</p> <p>手話が言語であることの理解と啓発が必要。(情報)</p> <p>緊急速報など字幕スーパーだけで音声がなく困るため、字幕スーパーと音声にするなど、視覚障害、聴覚障害の両方に配慮した情報保障が必要。(情報)</p> <p>盲ろうの方にとっての情報取得手段である、点字表示が可能な機器を設置したパソコンで取り込むことができるよう、ニュース等のインターネット配信が必要。(情報)</p>
■ICT	<p>遠隔を使った新たな仕組みやそれに対する補助など将来的に検討が必要。(情報)</p> <p>相談窓口のたらい回し的なことをなくすためにも、相談窓口のオンライン化が必要。(参加)</p>
■雇用・就業	<p>職業準備性が確認できていない人がそのまま就業し、雇用してから事業者が困ることが多々あるため、事業者が困った時に支えられるシステムの構築が必要。特例子会社だけでなく、中小企業、特に零細企業を支える施策の充実が必要。(参加)</p> <p>障害のある方の雇用は、中小企業ではなかなか難しいが、ある程度の規模の企業は積極的に雇用してもらうよう働きかけが必要。(参加)</p> <p>就労支援の現場で、ITを活用した相談や訓練などができるようにすることが必要。(参加)</p> <p>多種多様な働き方があり、重度身体障害の方でベッドに横になっても働くことができるような、働き方があることを施設に周知していく必要がある。(参加)</p>
■スポーツ	<p>障害者スポーツ絵画や音楽とスポーツのジョイントなど、これからは単体ではなく、やはり色々な分野とどう関わりを持つことができるかが重要。(参加)</p> <p>障害のある方達が健康で介護が少しでも減るよう、スポーツで健康に体を動かす方策として、今、県が取り組んでいる事業をさらに吟味しながら取り組むことが必要。(参加)</p>
■芸術文化	<p>アート、芸術活動は、障害のあるなしに関係なく誰でも行えることであり、そのような視点が一方では必要で、そこが総合的な文化活動の推進というところに含まれている。そのためには、縦割りで難しく、芸術文化に関わる部署とも連携しながら、普通にアートとして、この問題を考えていくという視点が一つ必要である。それこそ、本当に社会の中でのアートの立ち位置に障害のある方のアートも繋がっていく。(参加)</p> <p>障害のある方々がより多くアート活動に参加できることが、その方々が社会に繋がっていくことに繋がる。事業所自体がアート活動に取り組みなくてはと考えるような環境づくりが必要。(参加)</p>